

「豊川市子ども・若者支援地域協議会」を設置しました

子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という）第 19 条第 1 項の規定に基づく子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）として「豊川市子ども・若者支援地域協議会」を平成 27 年 4 月 1 日に設置したので、次のとおり公示します。

- 1 協議会の名称
豊川市子ども・若者支援地域協議会

- 2 協議会に係る法第 21 条第 1 項に規定する子ども・若者支援調整機関の名称
豊川市教育委員会生涯学習課

- 3 協議会を構成する法第 19 条第 1 項に規定する関係機関等の名称
 - ◎会長 豊川市長
 - ◎委員
 - (1)国及び地方公共団体の機関
豊川警察署、豊川保健所、豊川公共職業安定所、国府高等学校、
がまごおり若者サポートステーション、
豊川市教育委員会（生涯学習課・学校教育課）、
豊川市子ども健康部（子育て支援課・保健センター）、
豊川市福祉部（福祉課）、
豊川市産業環境部（商工観光課）、
 - (2)特定非営利活動法人その他の団体
豊川市社会福祉協議会、豊川商工会議所、豊川市連区長会、
豊川市小中学校校長会、豊川高等学校